

精華町南部コミュニティーホール「さくらホール」利用規程

I 精華町南部コミュニティーホール「さくらホール」とは、精華町南部地域のコミュニティー拠点を確保するため、精華町との協定に基づき、社会福祉法人芳梅会が運営する、精華町南部地域における地域活動の振興と住民福祉の増進及びコミュニティーの振興を目的にご利用いただくホールです。

II 貸出要領

- 1. 名称：精華町南部コミュニティーホール「さくらホール」
- 2. 住所：京都府相楽郡精華町桜が丘3丁目1番の6
- 3. 面積：133.29㎡
- 4. 利用定員：40名
- 5. 利用時間：午前9時から午後9時
- 6. 貸出日： 1月4日～12月28日
但し、この期間内で貸ホールを行えない期間が生じた場合は、可能な限りホームページなどを通じて案内します。
- 7. 定休日： 年末年始（12月29日～1月3日）

III 利用料金

		基本料金		冷暖房費
		平日	土・日・祝	
通常利用	1時間	410円	620円	200円
営利目的	1時間	820円	1,240円	

ただし、次の各項目に定める事項に該当する場合、当該各号に定める利用料を減免するものとします。（冷暖房費については減免の対象外です）

- ア. 町の機関が主催（共催を含む。）して使用する場合 全額免除
- イ. 区又は自治会が使用する場合 全額免除
- ウ. 精華町社会福祉協議会に登録されたボランティア団体がその本来の活動で使用する場合 全額免除
- エ. 町の機関が後援する事業等で使用する場合 5割減額又は全額免除で後援条件とされた額
- オ. 精華町社会教育関係団体認定要綱（平成25年教育委員会要綱第1号）に基づく認定団体が使用する場合 5割減額
- カ. 精華町教育委員会社会教育文化サークル団体登録制度要綱（平成26年教育委員会要綱第1号）及び精華町教育委員会社会体育クラブ団体登録制度要綱（平成25年教育委員会要綱第2号）に基づき教育委員会に登録した団体が使用する場

合 5 割減額

キ. 精華町社会福祉推進団体認定要綱（平成 3 1 年要綱第 1 2 号）に基づく認定団体が使用する場合 5 割減額

ク. 精華町地域福祉活動団体登録要綱（平成 3 1 年要綱第 1 6 号）に基づく登録団体が使用する場合 5 割減額

ケ. その他、当法人が特に必要と認める場合 5 割減額又は全額免除

IV 申込み手続き

1. 受付時期 : 利用日の 6 ヶ月前の月初営業日から、ご利用日の 5 日前まで、先着順でご予約いただけます。

精華町在住、在勤者以外の方は、ご利用日の 1 ヶ月前の初営業日からご利用の 5 日前までの予約が可能です。

※ 6 ヶ月前にあたる月の月初めの日及びご利用の 5 日前が土・日・祝や年末年始などの休業日にあたる場合は、その直後の平日となります。

受付時間 : 平日（月曜日～金曜日）午前 9 時～午後 5 時まで
 ファイン桜が丘 電話 : 0 7 7 4 - 7 5 - 1 8 3 1
 FAX : 0 7 7 4 - 7 5 - 1 8 5 5
 担当者 : 管理者 藤本 孝司
 事務局 山本 友佳 ・ 大竹 陽子

2. さくらホールの空き状況の照会・予約

- ① 最初にホールの空き状況をお問い合わせ（0774-75-1831）ください。その際、主催者様に関する情報や利用計画等をお伺いさせていただきます。ホールに空きがある場合は、仮予約をお受けいたします。なお、利用目的等によってはホールに空きがあっても仮予約をお受けできない場合があります。また、7 日以内に利用申込書の提出が無い場合、仮予約を無効とさせていただきますので予めご了承ください。
- ② 予約の変更・キャンセルが可能です。
 1 週間前までは 1 0 0 %、1 週間前～前日までは 5 0 %返金いたします。
- ③ 受付は当法人事務所（0774-75-1831）にて平日（月曜日～金曜日）午前 9 時～午後 5 時までとなります。なお、受付は先着順とさせていただきます。
- ④ 当ホール所定の申し込み用紙によりお申し込み完了とします。
- ⑤ 利用時間には、準備と後片付けに要する時間も含まれます。

3. 利用制限

次に掲げる事項に該当する場合、ホール利用の承認はできません。また、既に承認されている場合でも、利用承認の取り消し、制限もしくは停止をすることがあります。

- ① 宗教、政治等特定の思想の宣伝や勧誘、教化又は儀式行事の実施等の目的で利用すること。
- ② 集团的または、常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体又は団体に属している方、又はこれらの団体と取引がある方。
- ③ 公序良俗に反する団体の関係者先。
- ④ 利用の目的又は、利用条件に違反したとき。
- ⑤ 周囲（施設利用者・近隣住民）に迷惑を及ぼす恐れのある方。
- ⑥ 音楽活動等、楽器や音響設備を使用する活動。
- ⑦ ホール又は付帯設備を棄損する恐れのあると認められたときや管理上支障があると認められたとき（当法人の判断させていただきます）。
- ⑧ 災害その他事情によりホールの利用ができなくなったとき。
- ⑨ 災害時、精華町より福祉避難所としての開設の依頼があった際。
- ⑩ 当ホールの規程に違反したとき。
- ⑪ 危険物（火薬・油脂・薬品・毒性ガス・劇薬・ガスボンベ等）の持込。
- ⑫ 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大抑制のため、精華町より休館要請・利用制限要請があった場合及び、当法人が休館・利用制限が必要と判断した場合。
- ⑬ 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大抑制のため、利用定員を法人独自で制限する場合。利用定員の制限については別途定める。

V 申込書ご提出

ファイン桜が丘にご来場いただき、所定の「さくらホール利用申込書」へのご記入・ご提出をお願いします。

VI 利用承認

さくらホール利用日時のお打合せ且つ、ホール利用料をお支払いいただいた時点で利用申込みの確定となります。利用予定日の前日までにお支払いいただけないときは予約を取り消す場合がありますので予めご了承ください。お支払は、ファイン桜が丘事務所で対応させていただきます。尚、現金での支払いに限らせていただきます。

VII ホール利用に必要な要員

1. 主催者様は、必ず責任者をおいてください。

当法人スタッフは常駐しておりますが、会場の設営、入場の整理・案内・接待や保育者などに必要な人員は主催者様側で手配して下さい。

2. 変更・取消の場合

予約の内容に変更が生じた場合、速やかにお電話、又はご来場にてご連絡下さい。

3. 駐車場の利用について

- ① 指定された駐車場所以外には駐車しないこと。
- ② 駐車場内でのトラブル・事故・盗難等につきまして当法人は一切の責任を負いません。
- ③ その他の危険行為並びに他のお客様や近隣の迷惑となる行為はご遠慮下さい。

VIII 免責・注意事項

- ① 責任者様は必ず利用開始前後に、当法人担当者までお声掛け下さい。
- ② さくらホール以外への立ち入りは緊急時を除きお断り致します。
- ③ さくらホールは土足厳禁となりますので、上履き或いは素足にてご利用下さい。
- ④ ご利用後のゴミ等は、使用者が必ずお持ち帰りください。また、ご利用後は会場内を現状に戻していただくようお願い致します。
- ⑤ 貴重品は、利用者が責任を持って管理をお願い致します。なお、当法人では盗難等の責任は負いません。
- ⑥ 許可なく壁・柱・扉等に貼り紙をしたり、クギや画鋲を打ったりしないで下さい。
- ⑦ 利用者がホール・施設内（駐車場を含む）及び その備品等を汚損・破損した場合は別途修復料をいただきます。
又、ご使用になる用具につきましては利用者様自身でご用意していただきますようお願い致します。（当ホールに備え付けの用具に関しましては貸し出しもいたしておりますので、お問い合わせの時にご確認くださいませ。）
- ⑧ ホール利用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難・破損などのすべての事故については、当法人に重大な過失が無い限り、当法人は一切の責任を負いません。
- ⑨ ご予約・利用中・主催者様や参加者様との間で発生したトラブルにつきましては、各主催者様及び当事者様間で直接解決をお願いします。当法人は、仲裁・関与は行いません。
- ⑩ さくらホールは軽食等の飲食は可能ですが、ゴミは必ずお持ち帰り頂きます。
- ⑪ さくらホール・施設内は禁煙ですのでご協力をお願い致します。
- ⑫ 担当者が不在の場合は返答にお時間がかかる場合があります。

この規程は 令和2年1月6日より施行する。

この規定は 令和4年1月27日より施行する。

この規定は 令和6年5月1日より施行する。

新型コロナウイルス等感染抑制に対する利用制限について

	大声等あり	大声等なし	飲 食	備 考
平常時	制限なし	制限なし	制限なし（黙食・マスク着用厳守）	
感染拡大期	人と人とが接触しない程度の間隔	人と人とが接触しない程度の間隔	2時間以内（黙食・マスク着用厳守）	法人独自で設定
まん延防止措置	利用定員の1／2	利用定員の1／2	飲食禁止	法人独自で設定
緊急事態宣言	休館	休館	休館	精華町と協議し決定

※ マスク着用の徹底をお願いします。

※ 上記記載事項は状況に応じて変更する場合があります。

以下の項目をお守りいただき実施してください

- マスクの着用
- ホール使用者の検温・手指消毒（37.5℃以上の方の利用は出来ません）
- 利用者全員の氏名、住所、連絡先を記入し提出（有事の際に連絡が必要なため）
- 常時、窓を開けての換気の徹底
- 机を使用する際はアクリルパーテーションを設置してください
- マスクを外しての会話や、会話しながらの飲食は禁止します
- 机、椅子や扉の手摺など手の触れる部分の定期的な消毒の施行

